

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第46号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和47年岩手県規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(工事監理者等の決定等の届出)</p> <p>第2条 法第6条第1項又は第6条の2（法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認（以下この項及び第4条において「法による確認」という。）を受けた建築物、建築設備又は工作物の建築主、設置者又は築造主（以下「建築主等」という。）は、法第5条の6第4項の規定により工事監理者を定めた場合又は工事施工者を定めた場合（法による確認の申請書に記載して確認を受けた場合を除く。）は、工事に着手する前に別に定める様式による工事監理者等決定届書により建築主事に届け出なければならない。</p>	<p>(工事監理者等の決定等の届出)</p> <p>第2条 法第6条第1項又は第6条の2（法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認（以下この項及び第4条において「法による確認」という。）を受けた建築物、建築設備又は工作物の建築主、設置者又は築造主（以下「建築主等」という。）は、法第5条の6第4項の規定により工事監理者を定めた場合又は工事施工者を定めた場合（法による確認の申請書に記載して確認を受けた場合を除く。）は、工事に着手する前に別に定める様式による工事監理者等決定届書により<u>建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）</u>（当該工事が建築士法（昭和25年法律第202号）第3条第1項各号に掲げる建築物に係るものである場合にあっては、<u>建築主事。第4条及び第12条において同じ。</u>）に届け出なければならない。</p>
2 [略]	2 [略]
<p>(工事等の取りやめの届出)</p> <p>第4条 建築主等は、法による確認を申請し、又は受けた建築物、建築設備若しくは工作物の工事を取りやめた場合は、別に定める様式による工事等取りやめ届書により<u>建築主事</u>に届け出なければならない。</p>	<p>(工事等の取りやめの届出)</p> <p>第4条 建築主等は、法による確認を申請し、又は受けた建築物、建築設備<u>又は</u>工作物の工事を取りやめた場合は、別に定める様式による工事等取りやめ届書により<u>建築主事等</u>に届け出なければならない。</p>
<p>(工程の報告)</p> <p>第12条 法第6条第1項第2号又は第3号に掲げる建築物（法第6条の4第1項第1号に掲げる建築物及び専用住宅を除く。）で<u>同項</u>の規定による確認を受けたものの工事の施工者は、当該工事について次の各号に掲げる工程を終えたとき、工事監理者の確認を得て、別に定める様式による工程報告書により<u>建築主事</u>に報告しなければならない。</p>	<p>(工程の報告)</p> <p>第12条 法第6条第1項第2号又は第3号に掲げる建築物（法第6条の4第1項第1号に掲げる建築物及び専用住宅を除く。）で<u>法第6条第1項</u>の規定による確認を受けたものの工事の施工者は、当該工事について次の各号に掲げる工程を終えたときは、工事監理者の確認を得て、別に定める様式による工程報告書により<u>建築主事等</u>に報告しなければならない。</p>
(1)～(3) [略]	(1)～(3) [略]
(4) 耐火の被覆について <u>建築主事</u> が指定した工程	(4) 耐火の被覆について <u>建築主事等</u> が指定した工程
(5) 主要な防火区画について <u>建築主事</u> が指定した工程	(5) 主要な防火区画について <u>建築主事等</u> が指定した工程
(6) その他 <u>建築主事</u> が特に必要と認めて指定した工程	(6) その他 <u>建築主事等</u> が特に必要と認めて指定した工程
(認定申請書)	(認定申請書)
第23条 [略]	第23条 [略]

2～16 [略]

17 [略]

18 [略]

(書類の経由)

第24条 法、政令、省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、建築物、建築設備、工作物、建築物の敷地又は道路（以下「建築物等」という。）のある区域を所管する市町村長及び局長（局長又は広域振興局に勤務する建築主事に提出するものにあつては、建築物等のある区域を所管する市町村長）を経由しなければならない。

2 [略]

2～16 [略]

17 政令第137条の12第6項若しくは第7項又は第137条の16第2号の規定による認定を受けようとする者は、第1項に規定する申請書の正本及び副本に省令第1条の3第1項の表一の(い)の項、(ろ)の項及び同条第1項の表二の(六十一)の項に掲げる図書を添えて所管する局長に提出しなければならない。

18 [略]

19 [略]

(書類の経由)

第24条 法、政令、省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、建築物、建築設備、工作物、建築物の敷地又は道路（以下「建築物等」という。）のある区域を所管する市町村長及び局長（局長又は広域振興局に勤務する建築主事等に提出するものにあつては、建築物等のある区域を所管する市町村長）を経由しなければならない。

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。